

## 平成25年度点検・評価実施要領

点検・評価運営委員会決定

平成25年9月10日

1 新居浜工業高等専門学校における点検・評価方針第4条第3号に基づき、平成25年度に、本校が定める評価基準による点検・評価を実施する。

2 点検・評価は、機関別認証評価の評価基準1～11に、本校が定める次の2つの基準を加え実施するものとする。

### 基準12 社会との連携

- ① 社会との連携に関する体制及び支援体制が適切に整備されているか。
- ② 社会との連携に関する目的、基本方針が定められ、明示されているか。
- ③ 社会との連携に関する目的に添った活動の成果が上げられているか。

### 基準13 国際交流

- ① 国際交流に関する体制及び支援体制が適切に整備されているか。
- ② 国際交流に関する目的、基本方針が定められ、明示されているか。
- ③ 国際交流に関する目的に添った活動の成果が上げられているか。

3 点検・評価運営委員会は、前項の評価基準に基づく自己点検の実施を点検専門部会に付託し、点検専門部会は関係資料を11月末日までにとりまとめる。

4 点検・評価運営委員会は、前項に基づき点検専門部会がとりまとめた関係資料を基に、12月末日までに学校全体の評価を行う。

5 点検・評価の結果については、平成25年度に実施する運営諮問会議において検証を行う。

6 平成25年度は、高専機構第二期中期計画最終年度でありその達成状況に係る自己点検評価を実施すること、機関別認証評価及びJABEE審査を平成26年度に受審することから、自己点検・評価に過大な時間・労力を費やさないことを念頭に、効率的計画的な実施に努めるものとする。